

「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

令和 5 年 11 月 6 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

株式会社東京証券取引所では、2022年2月、投資者保護に留意しつつ、ベンチャーファンドの柔軟な運営を可能とする観点から制度整備が行われた¹。また、ベンチャーファンド市場の利用活性化が期待される中で同市場の健全な発展に資する観点から、2022年12月に上場審査基準等に係る制度整備が行われた²。

これを踏まえ、本協会では、ベンチャーファンド市場への円滑な上場に資する観点から、「引受けに関するワーキング・グループ」及び「引受審査に関するワーキング・グループ」において自主規制規則の見直しについて検討を行った。

今般、同ワーキング・グループにおける検討を踏まえ、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「有価証券の引受け等に関する規則」及び「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

(1) 「株券等」の定義規定に「ベンチャーファンド」を追加する。

(第2条第1号)

(2) 主幹事就任規制に関する規定の対象として投資証券であるベンチャーファンドを追加することとする。

(第2条第11号、第9条第2項、第10条第6号、細則第2条、細則第3条第1項等)

(3) 新規公開及び上場発行者による公募増資等における引受審査項目としてベンチャーファンドに係る項目を追加する。

(第16条第1項第3号、第17条第1項第4号、細則第9条第3項及び細則第10条第3項)

(4) その他所要の規定の整備を図ることとする。

2. 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」の一部改正について

規則の定義規定に「ベンチャーファンド」を追加するとともに、その他所要の規定の整備を図ることとする。

¹ 非上場企業への成長資金の供給促進に向けたベンチャーファンドの上場制度に係る有価証券上場規程等の一部改正について（2022年2月2日、株式会社東京証券取引所）

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/nlsgeu00000654db-att/gaiyo.pdf>

² ベンチャーファンド市場の健全な発展に向けた上場審査基準等の整備に係る有価証券上場規程等の一部改正について（2022年12月23日、株式会社東京証券取引所）

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/co3pgt000004f4x-att/gaiyo.pdf>

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和5年11月6日から施行（改正の日から施行）し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 （03-6665-6770）

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

令和 5 年 11 月 6 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 株券等 次に掲げる有価証券をいう。 イ～ヘ (現行どおり) <u>ト ベンチャーファンド (金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として未公開株等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。)</u> チ 新投資口予約権証券 (金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる新投資口予約権証券であって、当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資証券が不動産投資信託証券、<u>インフラファンド又はベンチャーファンド</u>であるものに限る。以下同じ。) リ・ヌ (現行どおり) 2～10 (現行どおり) 11 独立引受幹事会員 主幹事会員及び発行者との資本及び人的関係において独立性を有し、主幹事会員の親法人等若しくは子法人等又は第 11 条の 2 第 1 項に規定する関係する発行者が発行する有価証券の募集に関し、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める内容 (以下「発行価格等」という。) の決定に関与する引受会員をいう。 イ 株券、金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券である不動産投資信託証券、<u>インフラファンド及びベンチャーファンド</u> 募集に係る発行価格 ロ～ホ (現行どおり) 12～25 (現行どおり)</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(定 義)</p> <p>第 2 条 (同 左)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>イ～ヘ (省 略) (新 設)</p> <p><u>ト 新投資口予約権証券 (金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる新投資口予約権証券であって、当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資証券が不動産投資信託証券又はインフラファンドであるものに限る。以下同じ。)</u></p> <p>チ・リ (省 略) 2～10 (省 略) 11 (同 左)</p> <p>イ 株券、金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券である不動産投資信託証券<u>及び</u>インフラファンド 募集に係る発行価格 ロ～ホ (省 略) 12～25 (省 略)</p>

新	旧
第2章 適切な引受け	第2章 適切な引受け
第4節 親法人等若しくは子法人等又は関係する発行者が発行する有価証券の引受け等	第4節 親法人等若しくは子法人等又は関係する発行者が発行する有価証券の引受け等
(主幹事会員となるための要件等)	(主幹事会員となるための要件等)
第9条 (現行どおり)	第9条 (省 略)
2 引受会員は、金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ニの規定 (同条第 1 項第 4 号イからハマまでに該当するものを除く。)により、当該引受会員の親法人等若しくは子法人等が新規公開において行う株券、不動産投資信託証券 (金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。) <u>インフラファンド</u> (同号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。) <u>又はベンチャーファンド</u> の募集の引受け、上場発行者として発行する株券、不動産投資信託証券、 <u>インフラファンド</u> 、 <u>ベンチャーファンド</u> 、新株予約権証券、新投資口予約権証券若しくは新株予約権付社債券の募集の引受け又は当該引受会員の親法人等若しくは子法人等が発行する社債券等の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。	2 引受会員は、金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ニの規定 (同条第 1 項第 4 号イからハマまでに該当するものを除く。)により、当該引受会員の親法人等若しくは子法人等が新規公開において行う株券、不動産投資信託証券 (金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。) <u>又はインフラファンド</u> (同号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。)の募集の引受け、上場発行者として発行する株券、不動産投資信託証券、 <u>インフラファンド</u> 、新株予約権証券、新投資口予約権証券若しくは新株予約権付社債券の募集の引受け又は当該引受会員の親法人等若しくは子法人等が発行する社債券等の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。
1～3 (現行どおり)	1～3 (省 略)
4 発行価格等の決定に際しては、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。 イ 株券、不動産投資信託証券、 <u>インフラファンド</u> 及び <u>ベンチャーファンド</u> 第25条又は金融商品取引所の規則に定めるブックビルディングにより発行価格等の決定が行われること。	4 (同 左) イ 株券、不動産投資信託証券及び <u>インフラファンド</u> 第25条又は金融商品取引所の規則に定めるブックビルディングにより発行価格等の決定が行われること。
ロ・ハ (現行どおり)	ロ・ハ (省 略)
5 (現行どおり)	5 (省 略)
(独立引受幹事会員となるための要件等)	(独立引受幹事会員となるための要件等)
第10条 前条第2項に規定する引受けにおいて引受会員が独立引受幹事会員となるに当たっては、次の各号に掲げるすべて	第10条 (同 左)

新	旧
<p>の要件を満たさなければならない。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p>6 次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ 不動産投資信託証券、インフラファンド、ベンチャーファンド、新投資口予約権証券 発行決議日前5年以上引受業務に従事し、かつ、発行決議日2年以内に主幹事会員としての実績があること。</p> <p>ハ・ニ (現行どおり)</p>	<p>1～5 (省 略)</p> <p>6 (同 左)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 不動産投資信託証券、インフラファンド、新投資口予約権証券 発行決議日前5年以上引受業務に従事し、かつ、発行決議日2年以内に主幹事会員としての実績があること。</p> <p>ハ・ニ (省 略)</p>
<p align="center">第5節 適切な引受審査の実施</p>	<p align="center">第5節 適切な引受審査の実施</p>
<p>(適切な引受審査)</p>	<p>(適切な引受審査)</p>
<p>第12条 (現行どおり)</p>	<p>第12条 (省 略)</p>
<p>2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、発行者によって公開された資料を確認するとともに、原則として、細則に定める資料(優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、ベンチャーファンド、新投資口予約権証券、外国株信託受益証券及び外国インフラファンド信託受益証券並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するものの引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。)を細則に定めるところにより、発行者から受領するものとする。</p>	<p>2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、発行者によって公開された資料を確認するとともに、原則として、細則に定める資料(優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、新投資口予約権証券、外国株信託受益証券及び外国インフラファンド信託受益証券並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するものの引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。)を細則に定めるところにより、発行者から受領するものとする。</p>
<p>3～6 (現行どおり)</p>	<p>3～6 (省 略)</p>
<p align="center">第6節 引受審査項目等</p>	<p align="center">第6節 引受審査項目等</p>
<p>(新規公開における引受審査項目)</p>	<p>(新規公開における引受審査項目)</p>
<p>第16条 引受会員は、新規公開において行う株券、優先出資証券、外国株信託受益証券、不動産投資信託証券(金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。)又はベンチャーファンドの募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行</p>	<p>第16条 引受会員は、新規公開において行う株券、優先出資証券、外国株信託受益証券又は不動産投資信託証券(金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。</p>

新	旧
<p>わなければならない。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>ベンチャーファンド</u></p> <p>イ <u>公開適格性</u></p> <p>ロ <u>資産運用の健全性</u></p> <p>ハ <u>コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況</u></p> <p>ニ <u>投資先と投資方針との適合状況</u></p> <p>ホ <u>投資法人の事業継続の見通し</u></p> <p>ヘ <u>適正な開示</u></p> <p>ト <u>その他会員が必要と認める事項</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>1・2 (省 略) (新 設)</p> <p>2 (省 略)</p>
<p>(上場発行者による公募増資等における引受審査項目)</p> <p>第17条 引受会員は、上場発行者が発行する株券等（インフラファンド及び外国インフラファンド信託受益証券を除く。）の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。</p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>ベンチャーファンド及び新投資口予約権証券（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資証券がベンチャーファンドであるものに限る。）</u></p> <p>イ <u>適格性</u></p> <p>ロ <u>投資先と投資方針との適合状況</u></p> <p>ハ <u>投資法人の事業継続の見通し</u></p> <p>ニ <u>適正な開示及び調達する資金の用途</u></p> <p>ホ <u>価格等の動向</u></p> <p>ヘ <u>その他会員が必要と認める事項</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(上場発行者による公募増資等における引受審査項目)</p> <p>第17条 (同 左)</p> <p>1～3 (省 略) (新 設)</p> <p>2 (省 略)</p>
<p>第3章 発行者に対する確認及び開示要請</p> <p>(株価推移等の公表)</p> <p>第22条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者に対し、次の各号に掲げる事項について、発表資料において公表するよう要請しなければならない。</p>	<p>第3章 発行者に対する確認及び開示要請</p> <p>(株価推移等の公表)</p> <p>第22条 (同 左)</p>

新	旧
<p>1 過去の株価、株価収益率及び株主資本利益率の推移（優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、<u>ベンチャーファンド</u>、外国株信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券の引受けの場合はこれらに相当するもの）並びに過去に行った株券等の募集の時期及びその内容</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>1 過去の株価、株価収益率及び株主資本利益率の推移（優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、外国株信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券の引受けの場合はこれらに相当するもの）並びに過去に行った株券等の募集の時期及びその内容</p> <p>2 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>
<p>第6章 雑 則</p> <p>(情報漏えい等の場合の取扱い)</p> <p>第34条の2 (現行どおり)</p> <p>2 主幹事会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該上場発行者と当該募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 当該上場発行者の株価、不動産投資信託証券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。）、インフラファンド（同号に掲げる投資証券又は外国投資証券であるものに限る。）、<u>ベンチャーファンド</u>又は外国インフラファンド信託受益証券（受託有価証券が同号に掲げる外国投資証券であるものに限る。）の価格に大幅な下落が認められた場合</p> <p>(この規則の一部の適用除外)</p> <p>第39条 次に掲げる株券等の募集及び売出しの引受けについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <p>1 新規公開に際して行う株券、優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、<u>ベンチャーファンド</u>、外国株信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券の募集</p> <p>第20条第1項第2号、同条第4項及び第5項並びに第22条</p> <p>2～4 (現行どおり)</p>	<p>第6章 雑 則</p> <p>(情報漏えい等の場合の取扱い)</p> <p>第34条の2 (省 略)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 当該上場発行者の株価、不動産投資信託証券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。）、インフラファンド（同号に掲げる投資証券又は外国投資証券であるものに限る。）又は外国インフラファンド信託受益証券（受託有価証券が同号に掲げる外国投資証券であるものに限る。）の価格に大幅な下落が認められた場合</p> <p>(この規則の一部の適用除外)</p> <p>第39条 (同 左)</p> <p>1 新規公開に際して行う株券、優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、外国株信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券の募集</p> <p>第20条第1項第2号、同条第4項及び第5項並びに第22条</p> <p>2～4 (省 略)</p>

新	旧
<p>5 第1号に規定する優先出資証券、不動産投資信託証券、<u>インフラファンド</u>又は<u>ベンチャーファンド</u>の募集並びに第2号及び第4号に規定する株券等の募集以外の優先出資証券、不動産投資信託証券、<u>インフラファンド</u>又は<u>ベンチャーファンド</u>の募集 第22条第1項第2号及び第2項 6～8 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和5年11月6日から施行し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。</p>	<p>5 第1号に規定する優先出資証券、不動産投資信託証券又はインフラファンドの募集並びに第2号及び第4号に規定する株券等の募集以外の優先出資証券、不動産投資信託証券又はインフラファンドの募集 第22条第1項第2号及び第2項 6～8 (省 略)</p>

『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則の一部改正について

令和 5 年 11 月 6 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(契約の締結) 第2条 規則第9条第2項第1号(規則第11条の2第1項において準用する場合を含む。)に規定する契約は、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>1 主幹事会員及び独立引受幹事会員は、発行者が行う株券、不動産投資信託証券(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条から第5条までにおいて同じ。)、インフラファンド(同号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条から第5条までにおいて同じ。)、<u>ベンチャーファンド</u>、新株予約権証券、新投資口予約権証券、新株予約権付社債券又は社債券等の募集に係る引受審査が、公正かつ十分なものとなるよう協力して行うこと。</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>5 株券、不動産投資信託証券、インフラファンド、<u>ベンチャーファンド</u>、新株予約権証券、新投資口予約権証券、新株予約権付社債券及び社債券等に係る発行価格等の決定は、公正かつ適切なものとなるよう、主幹事会員は独立引受幹事会員と協議した上で行うとともに、独立引受幹事会員に対して需要状況を提供すること。</p> <p>6 (現行どおり)</p> <p>7 独立引受幹事会員が株券、不動産投資信託証券、インフラファンド、<u>ベンチャーファンド</u>又は新株予約権付社債券等の募集に係る引受審査の過程で主幹事会員が行った引受審査の内容又は株券、不動産投資信託証券、<u>インフラファンド</u>若しくは<u>ベンチャーファンド</u>の発行価格等若しくは新株予約権付社債券等の発行価格等の決定が不適切であると判断し、引受けを行わないことを決定した場合は、当該株券、不動産</p>	<p>(契約の締結) 第2条 (同 左)</p> <p>1 主幹事会員及び独立引受幹事会員は、発行者が行う株券、不動産投資信託証券(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条から第5条までにおいて同じ。)、インフラファンド(同号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条から第5条までにおいて同じ。)、新株予約権証券、新投資口予約権証券、新株予約権付社債券又は社債券等の募集に係る引受審査が、公正かつ十分なものとなるよう協力して行うこと。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 株券、不動産投資信託証券、インフラファンド、新株予約権証券、新投資口予約権証券、新株予約権付社債券及び社債券等に係る発行価格等の決定は、公正かつ適切なものとなるよう、主幹事会員は独立引受幹事会員と協議した上で行うとともに、独立引受幹事会員に対して需要状況を提供すること。</p> <p>6 (省 略)</p> <p>7 独立引受幹事会員が株券、不動産投資信託証券、インフラファンド又は新株予約権付社債券等の募集に係る引受審査の過程で主幹事会員が行った引受審査の内容又は株券、不動産投資信託証券若しくはインフラファンドの発行価格等若しくは新株予約権付社債券等の発行価格等の決定が不適切であると判断し、引受けを行わないことを決定した場合は、当該株券、不動産投資信託証券、インフラファンド又は新株予</p>

新	旧
<p>投資信託証券、インフラファンド、ベンチャーファンド又は新株予約権付社債券等の募集の引受けが中止されること。</p> <p>8 (現行どおり)</p> <p>9 主幹事会員及び独立引受幹事会員は、第1号から第8号までの契約事項が確実かつ十分に履行されたかどうか、株券、新株予約権付社債券等、不動産投資信託証券、インフラファンド又はベンチャーファンドの募集の払込期日の翌日まで又は中止した場合は速やかにそれぞれが確認した旨の書面を作成し、相互で5年間保管すること。</p> <p>(契約の時期)</p> <p>第3条 規則第9条第2項第1号(規則第11条の2第1項において準用する場合を含む。)に規定する引受審査の手續きに係る契約の締結は、新規公開において行う株券、不動産投資信託証券、インフラファンド又はベンチャーファンドの募集にあつては、発行者の金融商品取引所への上場申請日の1か月以上前までに、上場発行者が発行する株券、不動産投資信託証券、インフラファンド、ベンチャーファンド、新株予約権証券、新投資口予約権証券又は新株予約権付社債券の募集にあつては、発行決議日の17営業日以上前までに行うものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(独立引受幹事会員の引受審査の開始時期)</p> <p>第4条 独立引受幹事会員(規則第11条(規則第11条の2第1項において準用する場合を含む。))で定める追加の独立引受幹事会員を除く。以下この条において同じ。)が行う引受審査の開始時期は、新規公開において行う株券、不動産投資信託証券、インフラファンド又はベンチャーファンドの募集にあつては発行者が行う金融商品取引所への上場申請日の1か月以上前までに、上場発行者が発行する株券、不動産投資信託証券、インフラファンド、ベンチャーファンド又は新株予約</p>	<p>約権付社債券等の募集の引受けが中止されること。</p> <p>8 (省 略)</p> <p>9 主幹事会員及び独立引受幹事会員は、第1号から第8号までの契約事項が確実かつ十分に履行されたかどうか、株券、新株予約権付社債券等、不動産投資信託証券又はインフラファンドの募集の払込期日の翌日まで又は中止した場合は速やかにそれぞれが確認した旨の書面を作成し、相互で5年間保管すること。</p> <p>(契約の時期)</p> <p>第3条 規則第9条第2項第1号(規則第11条の2第1項において準用する場合を含む。)に規定する引受審査の手續きに係る契約の締結は、新規公開において行う株券、不動産投資信託証券又はインフラファンドの募集にあつては、発行者の金融商品取引所への上場申請日の1か月以上前までに、上場発行者が発行する株券、不動産投資信託証券、インフラファンド、新株予約権証券、新投資口予約権証券又は新株予約権付社債券の募集にあつては、発行決議日の17営業日以上前までに行うものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(独立引受幹事会員の引受審査の開始時期)</p> <p>第4条 独立引受幹事会員(規則第11条(規則第11条の2第1項において準用する場合を含む。))で定める追加の独立引受幹事会員を除く。以下この条において同じ。)が行う引受審査の開始時期は、新規公開において行う株券、不動産投資信託証券又はインフラファンドの募集にあつては発行者が行う金融商品取引所への上場申請日の1か月以上前までに、上場発行者が発行する株券、不動産投資信託証券、インフラファンド又は新株予約権付社債券等の募集にあつては発行決議日の</p>

新	旧
<p>権付社債券等の募集にあつては発行決議日の17営業日以上前（社債券等の発行登録を行う場合には発行登録効力発生予定日の14営業日前（やむを得ない場合にあつては、条件決定予定日の14営業日以上前）までに主幹事会員と合意した日から行うものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(発表資料等)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>2 規則第9条第2項第5号（規則第11条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する細則に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>3 当該株券、不動産投資信託証券、インフラファンド、ベンチャーファンド又は当該新株予約権付社債券等の募集の引受けに係る価格等の決定に適切に関与した独立引受幹事会員の名称</p> <p>4・5 (現行どおり)</p> <p>(新規公開における引受審査項目の細目)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 規則第16条第2項に規定する不動産投資信託証券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 公開適格性</p> <p>イ 投資法人、資産運用会社及びその親会社等の事業の適法性及び社会性</p> <p>ロ 投資法人の執行役員、資産運用会社の経営者及びその親会社等の経営者における法令遵守やリスク管理等に対する意識</p> <p>ハ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況</p> <p>ニ 上場するに当たっての市場の利用目的の健全性</p> <p>2 資産運用の健全性</p>	<p>17営業日以上前（社債券等の発行登録を行う場合には発行登録効力発生予定日の14営業日前（やむを得ない場合にあつては、条件決定予定日の14営業日以上前）までに主幹事会員と合意した日から行うものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(発表資料等)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 当該株券、不動産投資信託証券、インフラファンド又は当該新株予約権付社債券等の募集の引受けに係る価格等の決定に適切に関与した独立引受幹事会員の名称</p> <p>4・5 (省 略)</p> <p>(新規公開における引受審査項目の細目)</p> <p>第9条 (省 略)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>イ (同 左)</p> <p>ロ (同 左)</p> <p>ハ (同 左)</p> <p>ニ (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p>

新	旧
イ 資産運用会社及びその親会社等との関係	イ (同 左)
ロ 資産運用会社、その親会社等及びその他利害関係人との利益相反取引に対する牽制のための体制	ロ (同 左)
ハ 「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第1項に規定する特定資産の売買等に関する手続き	ハ 「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第1号に規定する特定資産の売買等に関する手続き
ニ 利害関係人との取引の必要性及び取引条件の妥当性	ニ (同 左)
3 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況	3 (同 左)
イ 投資法人の執行役員及び資産運用会社の代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行（指名委員会等設置会社の場合には、代表執行役及び執行役等の責任遂行をいう。）の状況	イ (同 左)
ロ 投資法人の監督役員及び資産運用会社の監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能（指名委員会等設置会社の場合には、取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の責任遂行並びに内部監査機能をいい、監査等委員会設置会社の場合には、監査等委員会の責任遂行及び内部監査機能をいう。）の状況	ロ (同 左)
ハ 資産運用会社の内部管理体制（運用方針、運用体制、利益相反への対策についての組織及び社内規則の体制をいう。）の運用状況	ハ (同 左)
4～6 (現行どおり)	4～6 (省 略)
3 <u>規則第16条第2項に規定するベンチャーファンドの新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</u>	(新 設)
1 <u>公開適格性</u> 前項第1号に掲げる事項	
2 <u>資産運用の健全性</u> 前項第2号に掲げる事項	
3 <u>コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況</u> 前項第3号に掲げる事項	
4 <u>投資先と投資方針との適合状況</u>	
イ <u>投資方針</u>	
ロ <u>資産運用会社による投資先に係る</u>	

新	旧
<p><u>調査結果（投資時の調査結果及び直近の調査結果）</u></p> <p>ハ <u>取得価格及び取得の経緯</u></p> <p>5 <u>投資法人の事業継続の見通し</u></p> <p>イ <u>財政状態の健全性及び資金繰り状況</u></p> <p>ロ <u>支出計画の策定方法</u></p> <p>ハ <u>成長性及び安定性</u></p> <p>6 <u>適正な開示</u></p> <p>イ <u>投資法人及び資産運用会社の法定開示制度及び適時開示制度への適応力</u></p> <p>ロ <u>ファンドの状況、投資先情報、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性</u></p> <p>ハ <u>調達する資金の用途の適切な開示</u></p> <p>（上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目）</p> <p>第10条 （ 現行どおり ）</p> <p>2 規則第17条第2項に規定する上場発行者が発行する不動産投資信託証券又は新投資口予約権証券（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資証券が不動産投資信託証券であるものに限る。）の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 適格性 反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無</p> <p>2～4 （ 現行どおり ）</p> <p>5 価格等の動向</p> <p>イ 投資証券の価格の推移</p> <p>ロ 投資証券の売買高の推移</p> <p>ハ 投資証券の流動性を踏まえた発行数量（売出しの場合は売出数量）の妥当性</p> <p>3 <u>規則第17条第2項に規定する上場発行者が発行するベンチャーファンド又は新投資口予約権証券（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資証券がベンチャーファンドであるものに限る。）の募集又は売出しに際して引</u></p>	<p>（上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目）</p> <p>第10条 （ 省 略 ）</p> <p>2 （ 同 左 ）</p> <p>1 （ 同 左 ）</p> <p>2～4 （ 省 略 ）</p> <p>5 （ 同 左 ）</p> <p>イ （ 同 左 ）</p> <p>ロ （ 同 左 ）</p> <p>ハ （ 同 左 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p><u>受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>1 <u>適格性</u> 前項第1号に掲げる事項</p> <p>2 <u>投資先と投資方針との適合状況</u></p> <p>イ <u>投資方針</u></p> <p>ロ <u>資産運用会社による投資先に係る調査結果（投資時の調査結果及び直近の調査結果）</u></p> <p>ハ <u>取得価格及び取得の経緯</u></p> <p>3 <u>投資法人の事業継続の見通し</u></p> <p>イ <u>財政状態の健全性及び資金繰り状況</u></p> <p>ロ <u>支出計画の策定方法</u></p> <p>ハ <u>成長性及び安定性</u></p> <p>4 <u>適正な開示及び調達する資金の用途</u></p> <p>イ <u>ファンドの状況、投資先情報、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性</u></p> <p>ロ <u>調達する資金の用途の適切な開示</u></p> <p>ハ <u>過去に調達した資金の充当状況</u></p> <p>ニ <u>直近事業年度末以降の状況の適切な開示</u></p> <p>5 <u>価格等の動向</u> 前項第5号に掲げる事項</p> <p>（株価推移等の公表） 第13条 規則第22条第1項第2号に規定する「1株当たり指標の希薄化情報」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第95条の5の3第1項に規定される潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等（優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、ベンチャーファンド、外国株信託受益証券及び外国インフラファンド信託受益証券を除く。）の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</p>	<p>（株価推移等の公表） 第13条 規則第22条第1項第2号に規定する「1株当たり指標の希薄化情報」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第95条の5の3第1項に規定される潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等（優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、外国株信託受益証券及び外国インフラファンド信託受益証券を除く。）の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</p>

新	旧
<p>(ブックビルディングの手続き) 第14条 (現行どおり)</p> <p>1 仮条件の決定</p> <p>引受会員は、次のイ、ロ又はハに掲げる区分に応じ、当該イ、ロ又はハに定める事項を総合的に勘案して、発行者又は売出人と協議のうえ仮条件を決定する。</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ 上場発行者及び外国上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しにおける仮条件の決定</p> <p>(1) 募集又は売出しに係る株券等の発行者の株券、優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、ベンチャーファンド、<u>外国株信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券</u>の時価及び流動性並びに株券、優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、<u>ベンチャーファンド、外国株信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券</u>を公開している金融商品市場（外国株信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券においては、金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する受託有価証券となる外国株券又は外国インフラファンドを外国の金融商品市場に上場している場合は、当該金融商品市場を含む。）</p> <p>(2)・(3) (現行どおり)</p> <p>ハ (現行どおり)</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(プレ・マーケティングの手続き) 第16条 規則第25条の2第2項に規定するプレ・マーケティングの手続きは、次のとおりとする。</p> <p>1 発行価格等の調査範囲の決定</p> <p>引受会員は、次に定める事項を総合的に勘案して、発行者と協議のうえ、発行価格等の調査範囲（仮条件を定める場合には、仮条件を含む。）を決定す</p>	<p>(ブックビルディングの手続き) 第14条 (省 略)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ (同 左)</p> <p>(1) 募集又は売出しに係る株券等の発行者の株券、優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、外国株信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券の時価及び流動性並びに株券、優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、外国株信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券を公開している金融商品市場（外国株信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券においては、金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する受託有価証券となる外国株券又は外国インフラファンドを外国の金融商品市場に上場している場合は、当該金融商品市場を含む。）</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>ハ (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(プレ・マーケティングの手続き) 第16条 (同 左)</p> <p>1 発行価格等の調査範囲の決定</p> <p>引受会員は、次に定める事項を総合的に勘案して、発行者と協議のうえ、発行価格等の調査範囲（仮条件を定める場合には、仮条件を含む。）を決定す</p>

新	旧
<p>る。仮条件を決定するに当たっては、<u>第14条第1項第1号</u>ハの規定を準用するものとする。</p> <p>イ～ニ（ 現行どおり ） 2・3（ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和5年11月6日から施行し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。</p>	<p>る。仮条件を決定するに当たっては、<u>前条第1項第1号</u>ハの規定を準用するものとする。</p> <p>イ～ニ（ 省 略 ） 2・3（ 省 略 ）</p>

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」の一部改正について

令和 5 年 11 月 6 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(定義)	(定義)
第 1 条の 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第 1 条の 2 (同 左)
1～3 (現行どおり)	1～3 (省 略)
<u>4 ベンチャーファンド</u>	(新 設)
<u>金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であつて、投資者の資金を主として未公開株等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。</u>	
<u>5～16</u> (現行どおり)	<u>4～15</u> (省 略)
第 4 章 需要・配分先情報の提供	第 4 章 需要・配分先情報の提供
(代表主幹事会員への需要・配分先情報の提供)	(代表主幹事会員への需要・配分先情報の提供)
第 5 条 (現行どおり)	第 5 条 (省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 引受会員は、需要・配分先情報の取得に当たっては、当該情報が発行者等（発行者（不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産運用会社、 <u>インフラファンドの発行者である投資法人の資産運用会社及びベンチャーファンドの発行者である投資法人の資産運用会社を含む。</u> 以下同じ。）及び発行者が当該代表主幹事会員と協議のうえ指定する売出人をいう。以下同じ。）に提供される旨を顧客にあらかじめ周知するものとする。	3 引受会員は、需要・配分先情報の取得に当たっては、当該情報が発行者等（発行者（不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産運用会社 <u>及び</u> インフラファンドの発行者である投資法人の資産運用会社を含む。以下同じ。）及び発行者が当該代表主幹事会員と協議のうえ指定する売出人をいう。以下同じ。）に提供される旨を顧客にあらかじめ周知するものとする。
4 (現行どおり)	4 (省 略)
第 6 章 雑則	第 6 章 雑則
(この規則の一部の適用除外)	(この規則の一部の適用除外)
第 16 条 不動産投資信託証券、 <u>インフラファンド又はベンチャーファンド</u> の募集又は売出しの取扱い（並行第三者割当以外の第三者割当であり、かつ、割当先が開	第 16 条 不動産投資信託証券 <u>又は</u> インフラファンドの募集又は売出しの取扱い（並行第三者割当以外の第三者割当であり、かつ、割当先が開示されているものに限

新	旧
<p>示されているものに限る。) については、この規則を適用しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和5年11月6日から施行し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。</p>	<p>る。) については、この規則を適用しないものとする。</p>